

議案第108号 小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

令和2年人事院勧告等に基づき、期末手当の支給月数を改めるもの。

①令和2年12月の期末手当の支給月数を0.05月分減額

②令和3年6月以降の期末手当の支給月数を現行のものから合計0.05月分減額し、6月と12月に平準化

小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後(案)	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(第21条第2項において「特定管理職員」という。)にあつては<u>100分の110</u>)を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(第21条第2項において「特定管理職員」という。)にあつては<u>100分の105</u>)を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>

小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)新旧対照表【第2条関係】

現行（改正条例第1条の規定による改正後の規定）	改正後（案）	備考
<p>(期末手当) 第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(第21条第2項において「特定管理職員」という。)にあつては<u>100分の105</u>)を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(第21条第2項において「特定管理職員」という。)にあつては<u>100分の107.5</u>)を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>改正 改正 改正 改正</p>